

平成 19 年度第 11 回丸子地域協議会会議録

日時 平成 20 年 2 月 13 日 午後 1 時 26 分から午後 3 時 39 分まで

会場 丸子地域自治センター3階第 3・4 会議室

出席委員（17 名）

阿原孝之委員、生田淳一委員、石子美奈委員、浦芳照委員、片桐久委員、倉沢史子委員、齋藤繁子委員、桜井照夫委員、櫻井誠委員、砂子守委員、武井純雄委員、高山静江委員、土屋猶子委員、中西国子委員、中村貢委員、成澤啓輔委員、樋沢良一委員

欠席委員（3 名）

笹沢暁委員、成澤みつ子委員、柳原幸生委員

市側出席者

小林丸子地域自治センター長、佐藤丸子自治センター次長兼地域振興課長、原澤まちづくり協働課長、金子行政改革推進室長、宮沢室長補佐、齋藤丸子産業観光課長、齋藤商工観光課係長、都市計画課・小相沢調査計画担当係長、児玉調査計画担当主任、澤山課長補佐兼地域政策担当係長、中村地域政策担当主査、澤山地域政策担当主事、永井地域政策担当主事

1 開会（佐藤丸子自治センター次長）

配付資料の確認。
欠席委員の報告。

2 センター長あいさつ（小林センター長）

皆さんご苦労様です。第 11 回の丸子地域協議会ということでお集まりいただきました。年度末に近づいてまいりまして、また 3 月議会の前ということで今日は条例案等の内容について会議事項に申し上げてございます。土地改良事業の受益者負担金につきましても調整が終了しましたので説明させていただきます。私も会議が二つありまして途中で中座をさせていただきますが、どうぞよろしく願いしたいと思います。

会長あいさつ（片桐会長）

委員の皆さん、本日は大変ご苦労様でございます。まもなく合併満 2 年を迎えるわけでございますけれども、旧上田市と丸子町、多少の考え方の違いもありまして、町民の皆さんから不満の声が聞かれる場面もありますけれども、その中にありまして、皆さんご存知のように、丸子修学館高校も 31 年ぶりに 4 度目の甲子園出場ということで、上田市の中の丸子地域の存在感をアピールしていただきました。2 年前に、やはり丸子実業高等学校が春のバレーボール大会に初出場をしてそれを契機にこの地域のそれぞれの学校の生徒の皆さん、スポーツにあるいは文化活動に環境問題にと大活躍をしてくれました。私ども協議会といたしましても、それらの生徒さんの活躍に対しまして、何か支援できる方法がないかと思っておりますけれども、この 4 月 1 日から施行されます基金の運用の中で、何かお役に立

てることがあれば皆さんと検討していきたいと思っているところでございます。いずれにいたしましても、元気な丸子地域の生徒さんに負けないよう私達協議会も、魅力ある特色あるまちづくりを目指して、また分権型自治の確立に向けまして、皆さんと共に頑張りたいと思います。今年度の地域協議会は大変大事な年度になりますから皆さんの活発な意見を期待いたしまして、あいさつとさせていただきます。

3 報告事項

(1) 自治基本条例について

(2) わがまち魅力アップ応援事業について

片桐会長 まず最初に報告事項に入ります。(1) 自治基本条例について、続いて(2)わがまち魅力アップ応援事業について、まちづくり協働課・原沢課長より報告をお願いします。

まちづくり協働課・原沢課長 日頃市政経営全般にわたりまして、特に地域内分権推進という視点におきましては格別にご尽力いただいております感謝申し上げます。今日は2件説明をさせていただきます。まず自治基本条例ですが、これは来年度から本格的に市として制定に向けて取組んでまいりたいと考えております。今日はそんな状況と基本条例とはどんなものかということの説明させていただき皆さんにご承知をしていただきたいと思います、そんな趣旨でまいったわけです。まず自治基本条例とは何かということでありまして、そこに代表的な定義を掲げてございますけれども、自治体の経営全体に関する基本理念・基本原則を定めるもので、上田市の課題であります地域内分権あるいは市民協働、住民自治を進める、そんな視点からも自治基本条例が必要ではないかというふうに考えております。自治体の憲法と言われていまして、行政だけでなく議会、市民を含んだ中で、基本的なあり方を規定される条例ということでありまして、要件としましては、(2)の市民が自治(まちづくり)の主体としての位置づけであります。また、元気で活動することが出来るということも盛り込みます。これは一般的なものです。必要性であります、地方分権改革・第3の改革といわれますが、自治体としてもまちづくりを進める中で新たな憲法が必要になってくるということでありまして、次に、資源を有効に使うシステムの必要性ということでありまして、人口の減少と財政難は、全国的な自治体の課題でございますが、そういった状況の中で進められている状況で、みんなが活躍できるルールづくり、そういったものが必要になってくるのではないかということです。その四角の中でありまして「自治体、これは市民だけでなく議会も含めてですが、全員が元気で頑張れるような制度、そういったものを用意しまして、幸せに暮らせる社会を作っていこうというのが自治基本条例」というものであります。次に地域内分権を今後さらに進めていくわけですが、推進における必要性という位置づけでありまして、次の紙であります、趣旨と目的でありまして、1.地方分権の進展に伴いまして、自治体は自己責任・自己決定によるまちづくりが必要であるということでありまして、先ほどもお話ししましたとおり、4市町村が合併しまして、更なる地域内分権を推進していく必要がある中で、元気で頑張れる制度や仕組みといったものを、策定していきたいということでございます。地域内分権の推進につきましては、そこに第1ステージから第4ステージということで、これはまだ構想の段階であります、記載をさせていただきます。第1ステージにおきましては、センター

を設置しまして地域協議会も設置をしたということであり、第2ステージ、これは本格的に新たに地域予算を導入し更に地域協議会の機能の充実を図るといふものでございます。この基本条例につきましては、第3ステージという位置づけでございますが、こういった条例の制定をしまして、更に地域内分権を進めていきたいということでございます。この条例につきましては、新年度、市民による検討委員会を設置しまして、現在のスケジュール的には、22年度、2年間くらいかけて市民の皆さんに参画していただいて、22年度から施行していければと、現在のスケジュール的にはそんなところでございます。なお策定の段階で地域協議会の皆さんにもご意見をいただく機会もあります。ご意見をいただければと思います。また、検討委員の中にも、地域協議会の代表者も何人か入っていただきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。次に「わがまち魅力アップ応援事業」についてであります。これは丸子地域におきましては住民提案型事業が、上田、真田にもありまして、それを統一して、一本化しまして平成20年度4月から新たに「わがまち魅力アップ応援事業」としていくということであり、内容、趣旨であります。大きく2つの支援事業を考えています。一つ目は自治会を対象とした「個性あるふるさとづくり応援事業」ということで、これはふるさとに誇りや夢を持ち、コミュニティを活性化させるため個性的な地域づくりを応援していきたいということで、市長マニフェストにあります「一地区一価値づくり」を推進するという位置づけであります。二つ目が、市民活動団体を対象とした「特色あるまちづくり応援事業」で、公益的な事業をする市民活動団体を支援することによって、魅力あるまちづくりの推進を図ってきたいということであり、事業の概要につきましては、まず「ふるさとづくり事業」であります。これは補助限度額が150万円、補助率につきましては、補助対象経費の100%を助成していきたい。期間につきましては、一地区一価値づくりという視点で、継続して自治会が何かのテーマを持って、自治会づくりをやりたいということであります。補助期間は5年と少し長く設定してあります。5年の間に総額で150万円の補助ということで、極端な話し1年で150万円でも良いということです。2番目のまちづくり事業につきましては、補助限度額が100万円、期間は2年ということで、これはNPOはじめ、いろいろなまちづくり活動団体、地域づくり、まちづくりの活動をするものに補助をしていきたいというものでございます。資料の裏に補助対象経費がございまして、補助率100%ということであり、補助経費というのをある程度はつきりさせまして、それでこの補助対象経費に対する補助率が100%となります。その下に補助対象外事業ということでいくつかありますが、こういったものは対象外であるということであり、それから3ページに、申込みから交付までの流れというのがありまして、そこに交付事業選考というのがあります。この交付事業選考を地域協議会の皆さんに選考をお願いしていきたいということであり、選考ということになっているわけですが、例えば地域協議会の皆さんからのアドバイスのことも、期待しているところであります。この件につきましては、地域協議会の機能充実という点で皆さんに選考を担っていただきたいと考えています。なお予算につきましては、3月の議会でご承認をいただければでございますが、総額4千万円を想定しています。この4千万円を市内9協議会に配分をしまして、その中でそれぞれ補助をしていくと、そんな状況であります。また審査という機能が加わりますので、その件のことにつきましては、研修の機会を考えていますので

よろしくお願ひしたいと思ひます。大変簡単ですが、説明は以上です。

片桐会長 ただいまは説明をいただきましたけれども、何か質問はございますか。

委員 2点ほど質問したいと思ひます。自治基本条例で、確か長野県内でも条例制定の話はあって、市町村でもまだ、完全に制定してないという話を聞いているんですが、確か木曾町が長野県で最初に条例を制定したという話も聞いています。上田市の場合はこれから文章化して条例になるかと思ひますが、条例制定後、時代は5年なり10年経てばある程度様変わりすると思ひますので、条例の改正も含めて、弾力性のあるようなものができあがるかどうか。それと木曾町が条例を制定して、どのような格好で住民自治のほうへ反映しているのか。それと、わがまち魅力アップ応援事業ということで、この2ページ目の中でいろいろなメニュー補助対象経費がございまして、補助対象外の事業で宗教とか営利、まあ営利というのは当然だと思ひますが、神社とか例えば地蔵尊とか、そういうお寺関係のことです。昔から何百年も続く伝統的な行事関係が寂れてしまひますので、本来ならば有志でやるんですが、人のふれあひの少なさということで、自治会がある程度介入しないとできないような状況になっています。お祭りをさらに繁栄させるような内容では、わがまち魅力アップ事業の完全に対象外となるのかどうか、その裁定だけ一つ教えていただきたいんですが。

原澤課長 最初の自治基本条例の関係でございまして、県内市では4市制定しておりまして、例えば千曲市では議会主導で作られたと話題になったんですが、これは住民の皆さんに行政主導でなくて住民主導で作っていただくそういったことが基本的な考えです。改正につきましては、条文の中に盛り込まれる場合といういろいろあるんですが、委員の皆さんあるいは市民懇談会を通じて意見を聞く中で条文の改正についての判断をしていくというように考えています。もちろん、全く改正の余地はないというものでもないと考えています。それと木曾町につきましては状況を把握していません。帰ったら調べたいと思ひます。わがまち魅力アップ応援事業の関係であります。神社という視点ですと宗教ということになりまして市の交付金は支出できない、これは憲法上の判例で出ています。ただ、神社というよりも、さきほどありました伝統文化といった視点へでしたら対象となるということです。

委員 基本条例はいわば憲法のようなものだという話で、先ほどご説明の中にスタートが22年の4月というお話しがあったんですが、すでにこうやって動いている中であまりにも基本条例が遅すぎている帰来がするんで、もっと前倒しに持ってくるべきじゃないかという気がするんですが、そんな点はどうですか。

原澤課長 確かにそういうご指摘もあるかと思ひますが、ある程度市民主導で、一定の期間をみて検討をしていただく必要があります。他の市を真似るわけではありませんが通常1~2年かけて作られている、とかく短期間で作った場合は、行政主導ではないかとか意見をいただく場合があるんです。そんなことも考えて1~2年ぐらい期間が必要ではないかということで、そうしますと22年4月ということになります。ただ地域内分権とか市民協働とかこれからさらに進めていくという視点では、今も推進はしているわけですが、条例を作ることによってさらにステップアップも当然していかなくちゃいけない。市民の皆さんに協議していただいて市民の皆さんの条例になればとに考えていますので、現在の予定では22年の4月ということです。

委員 今の自治基本条例の市民による制定に関してなんですが、自治会の方々が

具体的にどう関わって行くかその方法とかそういうことも検討されているんですか。

原澤課長 委員につきましては現在、団体推薦と個人依頼、それから公募で考えているわけですが、団体推薦の中に地域協議会ははじめ自治会推薦等があります。公募につきましては通常今、市で1名以上という規定があるわけですが、この自治基本条例につきましては、その数を大幅に増やして公募枠を広げることを考えています。それと、策定の途中で地域協議会なり自治会の役員会のところで協議をいただきながら、また地域の団体と懇談会を開催する中で、委員だけでなくいろんな市民の皆さんのご意見をいただきながら策定していく必要があると思っています。

委員 わがまち魅力アップ応援事業のところで、交付事業選考が地域協議会においてと書いてあるんですが、具体的な内容については決まっていますでしょうか。単なる書類選考だけのつもりですかそれともプレゼンテーションみたいなことをして質問するとか。

原澤課長 今考えているのは、申請者にこの場へ来てプレゼンをしていただいて、それで皆さん直接事業概要とか聞いていただいて選考していただく予定でいます。

委員 それはどこの地域でも同じですか。

原澤課長 どこの地域協議会でもそれは同じに考えています。

委員 自治基本条例の制定についてお伺いします。だいたいどのくらいの委員の人数を想定なさっているんですか。それからやり方なんですけど、例えばワーキンググループとか多くの人たちを含めてとか、幾つかの手法があると思うんですが、具体的にはどういう手法でどんな形でやられるか。

原澤委員 委員の人数につきましては24~25名を現在考えています。進め方は、自治基本条例の中に盛り込まれるいろんな視点や角度がありまして、こういったものを盛り込むのかそういった洗い出しからあると思います。大きく分野が市民協働分野とか、ある程度考えている2つ3つ部会に分けて、その部会ごとにアドバイザー的な方をお願いしまして部会毎に置いて、部会ごとに検討をしていただいてそれを全体会へ持寄って議論するというところで

委員 25人の中で部会を作って、ということですね。

原澤委員 そうということです。

委員 少し人数が少なくないですか。

原澤委員 部会は2つぐらいを想定しているんですが。そうしますと、だいたい10人ちょっとぐらい。

委員 通常こういう自分達の自治で決めるというときに、だいたい100人単位ぐらいで、いろいろな意見を吸い上げてそれをまとめたり、それから表の中でどうするかということをするんですね。海外のやり方とかそういう自治で何かを決めるときには、多くの方達を巻き込んでやらないと、これは住民のためのものなんです。決める側が行政でなく、私達が決めるんだという意識を盛り上げないと、絵に描いた餅になっちゃうと思うんで、実際にどなたがどういう形で関わっていくかっていうことを相当この件に関しては強く打ち出していかないとまずいのではないかと。これは私の意見です。

3 会議事項

(1)日帰り温泉施設等の経営見直し(料金改定)について

片桐会長 会議事項に入ります。(1)日帰り温泉施設等の経営見直し(料金改定)について行政改革推進室・金子室長お願いをいたします。

金子室長 みなさんこんにちは。大変貴重なお時間を頂戴して今日は皆様のご意見を頂戴したいということでおじゃまをいたしましたのでお願いします。お手元に今日、2種類差し上げてございますけれども、まず1点は料金改定(案)について綴じたものです。もう1点は行政改革推進委員会から市長に答申が出た答申書の内容でございます。まず行政改革推進委員会から今回ご説明する温泉、プール、宿泊施設含むで9施設について今の現況のままで見過ごすことができないということで、経営改善を含めて適正な受益者負担を得てくださいという内容で、答申をいただいたということがございまして、その答申を受けて、上田市として今回、温泉の施設、それと温泉プール、これについて適正な利益を得る方から適正な受益者負担をいただくということで料金改定を行いたいということで、資料を作って今回、これに基づいてすべての地域協議会の皆さんにお話しをしてご意見を頂戴した上で、3月の議会に上程してご議決を賜るというスケジュールで考えております。まず料金改定の案という資料の9ページをご覧を願いたいんですが、前もって皆さんにお配りしてありますが、生の実態をお話ししたいと思います。これは審議会の時に出した資料ですけれども、そこに9施設あります。「ささらの湯」から「クアハウス」、「番所ヶ原スキー場」まであるんですが、これは各年度の収支の状況を表わした表でございます。収入と支出、差引きの収支差額、が付いているのは赤字ということで、それで施設経営ですから赤字では運営できないということでありまして、その右側に上田市あるいはそれぞれの合併する前は町村のほうから一般財源といわれる税金等を投入してきた額を示してあります。残念ながら一般財源を投入しなかったのは、鹿月荘のある年度までで、それ以降ほとんどすべての施設で一般財源を投入しないと施設経営ができないという状況でございます。これを踏まえて、行政改革推進委員会で施設の経営見直しをするということで答申をいただいたということでございます。それでは再度答申書をご覧いただきたいんですが、印鑑があるほうのページをめくってください。今回答申をいただいたのは9施設でございます。先ほど資料を差し上げた部分ですが、最初に1ページをご覧いただきますと、「ささらの湯」以下「うつくしの湯」まで、これが日帰り温泉施設でございます。ここのところで施設のあるべき姿、当面の経営の方向性、あるいは20年度からすぐに取り掛かってくださいという形で答申を受けています。この中で、すぐにやっていただきたいところで、受益者負担の原則から、使用料の見直しをしてくださいということを答申を受けて、一例としてそこにある400円 500円、或いは年間券の25,000円 40,000円ということを答申されています。上田市として答申を受けて、適正な受益者負担を図りたいということで経営の見直しの一環として今回、改定を行いたいというものです。答申の内容につきましては、こと細かに施設ごとに出ていますのでまたご覧頂きたいと思います。料金改定の案のほうの1ページをご覧ください。今回、日帰り温泉施設として料金改定の対象とした施設、答申で言われました「ささらの湯」、「ふれあいさなだ館」、「うつくしの湯」と、そのほかに今年の5月に「新愛染閣」が建設して出来ます。別所にあるんですが、それを含めて共通的な考え方で料金体系を考えるということで、この4施設について今回、見直しをするというもので

す。基本的な考え方については、収支の改善を図るといふこととともに受益を受ける人から公平にあるいは公正に負担をいただくといふこと、近隣の温泉の状況も勘案しながら料金体系を決めていく、料金体系をこの4つは原則的に統一できるものは統一したいといふこととさせていただきます。あと温泉施設に個別のサービスがございますが、これは温泉ごとにそれぞれ行っていただくといふこととさせていただきます。2番目は、そうはいつても料金を上げるといふことから、答申にもございましたように、サービスを良くして多くの方に来ていただきたいといふこととさせていただきます。サービスの向上策として、第1点目は料金を統一するといふことから、共通の利用券を作りたいといふことと、この4つの施設については、年間券、半年券、回数券については共通化をしてどこの施設でも入れるといふ券にしたいといふこととともに、施設によっては半年券といふのがございませんでしたので、半年券を作りたいといふこと、あるいは障害者に対する減免のやり方を統一したいといふこと、家族券といわれるご家族でお見えになる方については、割引制度を統一してやりたいといふこと、それと年末年始の休みこれもまちまちでしたけれども、年末年始については原則として休まないで営業するといふようなことを行いたいといふこととさせていただきます。こと細かな料金の改定については、それぞれ表がありますので、代表的なものだけご説明したいと思っております。まず1回券といわれるものを今現状400円ですけれども500円にしたいと100円のアップでございます。回数券を11回で5,000円といふことと、これも統一していきたいと、なお子ども料金については大人の半額という形で考えてまいります。2ページをご覧ください。年間券といわれるものです。1年間でいくらかといふことと、これを現状25,000円を35,000円にしたいといふことと、大幅のアップになっているんですが、その下の表があるとおり、プールまで入っているんですが、データを記載させていただいています。現状で年間券をお買いになった方が、年間で何回ご利用いただいているのか。それに伴って、年間券を回数で割りますと、1回単価がいくらなのかといふことと平均を出させていただいています。プール含めて平均で137回お使いをいただいております。温泉では、「ささらの湯」で192回、「ふれあいさなだ館」で134回。こういう回数で1回いけば400円なんですが、それが130円だったり186円だったり結構安い金額であるといふことも含めて、私ども平均の137回の半分70回来ていただければもとが取れるといふことと、35,000円といふことと設定させていただいています。半年券については年間券の2分の1を若干上回る額で18,000円という額で設定させていただきました。それと家族券は、個人の年間券を一人ずつお買い求めいただくよりも割安く家族の方でご利用いただくために、そこに一例がございます。例えば夫婦大人の場合、年間券だとお2人で70,000円でございます。35,000円と35,000円。家族券をお使いいただくと1万円割引で6万円という形で、一世帯あたり一万円プラスお一人25,000円ずつといふことと、1万円割引といふことと家族券を作りたいといふものでございます。年間券と半年券、回数券については、どこの施設でも使えるといふ共通券化をしたいといふものです。なお施行といふことこの料金の値上げについては、3月の議会議決後、3か月周知期間を設けまして、7月1日をめどに料金改定をしたいと考えています。続きまして3ページは、「クアハウス」、「アクアプラザ」といふ温泉プールの料金改定でございます。ここについての基本的な考え方については温泉となから同じでございます。それぞれ「クアハウス」、「アクアプラザ」、サービス内容が違いますので、ここでは共通

券化ということはいたしませんけれども、半年券というものを作って利用を促進いたしたいというものでございます。具体的に改訂内容でございますが、1回券については現況の料金を改定いたしません。今回プールにつきましては、年間券の改定を行いたいということで、それを共通料金としてそれぞれ38,000円ということと半年券20,000円ということで行いたいというもので、先ほどの表がありますとおり、多くの回数をご利用いただいて年間券が割安感があるということで年間券について改定をいたしたいと考えています。家族券についてもプールを作りたいということでございますけれども、これについても、お風呂と同じ考え方で年間券を買うよりも割引いたしたいということです。周知、料金の値上げにつきましては、温泉と同じように7月1日を考えております。なおクアハウスにつきましては、今、幼児、学校へ行く前の子どもさんですけれども、200円という料金があったんですが、これは温泉と同じように幼児は無料にしたいということから、200円の料金は無くすということで無料化をしたいと考えています。4ページ以下に温泉の共通的な料金体系の料金の変更部分、5ページはそれぞれの個別部分です。6ページ、7ページはプールの部分で、個別の料金の表でございます。なお8ページにつきましては、現行の温泉の料金体系と現行のプールを含めた温泉の料金体系表を参考で示させていただいております。皆様のご意見を頂戴できればと思っています。

片桐会長 説明をいただきました。何か質問はございますか。

委員 最初の経営見直しの9ページの収支表で、収入と支出、部分は赤字だということなんですが、通常の維持管理の部分と、それと資本的支出ってというか財産構成するような営業施策上のお金とたぶん二色あると思うんです。普通こういう施設については、維持管理協定を結ばれてそれで通常の維持管理するもの、財産構成するような資本的支出的な部分については、市で負担する部分、指定管理者の負担する部分と、支出部分を明確にされてこういう営業を普通行われるんですが、一緒くたの支出形態になっておりまして、内容がちょっとわかりません。通常の維持管理費のみでこれだけの赤字が出ているのかどうかをまず1点教えていただきたい。もう1点は、施設の経営の見直しの答申の中で民間活力導入っていうふうに文章化されておるんですが、これはPFIという手法を使って今後やられるということによろしいんでしょうか。その2点をお願いしたいんですが。

金子室長 収支の数字ですが、現状の公会計には、今言われたように資本的支出部分例えば減価償却費という考え方が入って計算をいたしません。従いましてここで入れてあるのは、減価償却費を除いて通常の維持管理ベースでの形でございます。施設は当然、市のものですから、減価償却費まで含めずともっととんでもない数字になってまいります。それはカウントしてございません。2点目のご質問の民間活力の導入ということでございますが、民間活力導入指針というものも行財政推進委員会から答申をいただきまして昨年度制定してあります。その中の手法として、今ご質問をいただいたPFIという形が一つの手法としてございます。通常ここで言われている民間活力の導入というのは、指定管理者で民間の事業者担っていただくとか、あるいは究極的には民間に施設を移譲する差し上げる売るということもありますけれども、そういうことを指しているということで、PFIというのは建物を作る段階から民間の皆さんにご参加をいただくそれで運営を行っていただくという手法ですので、既存の建物にはPFIという手法は用いることができないということです。

委員 今 PFI、民間活力導入の話で、民間に移譲するとちょっと言い方が悪いんですが丸投げするというような内容で捉えられますんで、確かすべてを経営移管しますと県の補助金とか国の補助金とか返納するような帰来もあるんですよ。そうすればかえって経営が逆に圧迫するような格好になりますので、その経営形態の見直しというのを再度、例えば最初作った部分の減価償却はわかったんですが、例えば何年後かに営業施策上のグレードアップするそういう場合についても全部カウントはされてなかったという理解でよろしいんでしょうか。

金子室長 既存の公会計につきましては、民間事業者の会計とちょっと違いますが、減価償却部分というのをカウントして施設にどのような経費がかかっているかということ細かに入れてこなかったんですね。そこまで含めて考えなさいってということでやってこなかったもんですから、既存の建てたときの減価償却費もカウントしなければ、直したグレードアップしたときの減価償却費もカウントして来なかったというのが実態でございます。これからは国が公共会計の改革を行っていますので、民間に近い形の会計制度に変えていかなければいけませんので、段々にそういう考え方が入ってくるということでございます。

委員 同じく 9 ページで、クアハウスの平成 17 年度、18 年度の収入が半分になっておりますが、原因は何があったんですか。

金子室長 お聞きするのは、あそこにトレーナーの方が 3 人いらっしゃる。その 3 人の方の身分がクアハウスを運営されている温泉開発株式会社に移られたということで、その方の人件費をすべてみなきやいけなくなった。その前までは、鹿教湯温泉と温泉開発株式会社と観光協会が協議会を作って、その身分で雇われていてクアハウスから負担金を出してということなんですけれども、それがなくなったということもございまして、このように経費が増えたという経過でございます。

委員 経費じゃなくて収入が減っているということについて。

金子室長 経費も増えたんですが、負担金として今の職員を雇っていた協議会から人件費分が入ってきた部分がなくなったということで、その分が少なくなったということです。

委員 今ご説明の受益者負担というのはよくわかるんですが、「ささらの湯」以外は収入がどんどん減ってきていますね。そうすると、入場者数の増加って言うところにもっと目を向けなきゃいけないということが一つ大きなポイントがあると思うんです。共通券という話もあったんですが、例えば年間で相当利用された方を商品券で表彰するなり広報で体験談を書かせるなり、もっと利用者のほうへ目を向けて、というのは料金を上げるとまた減ると思うんですよ。減ると益々費用ばかり出て収入が少ないってなっちゃう。そこで今お聞きして思い出したんですが、私もう 5~6 年前だったか伊那の平谷村というところに行ったんですよ。人口が 650 人で県下一少ないんですが、あそこにひまわりの湯だったかな、ちょっと規模は違いますが、一日になんと 1,000 人の温泉客が来ているんですよ。3 年目でもとをとってあそこは株式方式でやって配当している。しかもそこへ 60 人もお年寄りが勤めて、年間 150 万円だかなんだか収入をとったりして、行くと「いらっしやいませ。どこから来ました」という形で、とても温かく皆迎え入れているんですね駐車場も多く作って。各施設でそれやれってわけにいかない一つの例としてお話ししているんですが、もう少し職員のレベルアップというか、そういうものをやりながらやっていくことが大きなことになるんじゃないかなと、

平谷村はあれだけの村で大きな収入源になっているんですよ。ですから、受益者負担で上げることは必要だと思います確かに他の施設に比べて。でももっと集客というか利用者が増えるほうにもっと目を向けるべきじゃないかっていうことも大きな要素だと思うんです。こんな点もぜひこれから、お願いしたいなと思っています。

金子室長 大変貴重なご意見をお伺いしまして、答申の中でも利用客を増やすということで答申をいただいております。今の温泉施設含めて経営を行っているのが外郭団体といわれる、丸子でしたら丸子温泉開発株式会社等ですが、担当課を含めてそちらの皆さんと答申の趣旨を踏まえて、多くの方がご利用いただくようにしていただくことを併せて改革を行っていきたいと考えています。

委員 共通券は、市内だけでなく市外へももっと働きかけたらどうですか。外からお客さんを入れるということだって、元々施設は市民のためという形で出来ているんですが、こんな形にするとまた更に広がるって言う形で。

金子室長 お聞きしておきます。

委員 9ページを見ると大金ですよ毎年毎年。一回入る料金を100円上げたり、あるいは年間券を25,000円を35,000円にして10,000円上げたりするというような計画ですけれども、これはあくまでも、今まで入った人数の方を対象にしてこれだけ上げれば解消できるという発想ですね。

金子室長 100円値上げあるいは年間券、10,000円値上げでどれだけの増収効果で収支が改善するのかという計算をいたして推計を出しました。急激な料金値上げもできないということもございますので、当面はご理解いただく範囲内で、値上げで賄いたいということでもありますけれども、推計をした結果、残念ながらこれでも利用者が減るということも見込みまして、収支のすべてゼロになるということにいたしません。例えば「ささらの湯」でしたら、一般財源、今18年度1,800万円投入していますけれども、今後料金改定をして約半分の900万円ぐらいは改善するだろうと、「ふれあいさなだ館」でしたら「うつくしの湯」も含めて500万円、「クアハウス」は計算しても100万円程度の収支改善が図れるということで、室内プールと日帰り温泉とは性質が違いますので、市民の健康維持ということから、すべて望ましいのは受益者の皆さんだけでお金だけで経営ができればと思いますけれども、市民の皆さんの健康維持ということから、市民の皆さんの税金を使うということも、温泉プールについては考えなきゃいけないということだと思います。そういうことですべて解消できるわけではございません。

委員 行政改革推進室が中心になってやっていると思うんですが、どこの温泉に行っても営業というのをしっかりやっているんですよ。そういうことは頭には浮かんでこないですか。

金子室長 先ほどご質問もありましたように、多くの方にお見えをいただくというのは、やっぱり魅力があるということ何回もリピーターとしてお見えいただくにはやっぱり、その温泉が魅力があることだと思います。経営にあたっては、言っちゃ悪いんですが、公務員的な経営ということのを脱却していただいて、温泉施設については民間でも温泉がございまして競争になっております。料金が高くても民間のほうにお入りいただくというのは、サービスも良いし、魅力があるということだと思いますので、今おっしゃられた経営という視点に立って、今後、施設を運営していかなきゃならないと考えています。

委員 これで7月1日から改定するという事なんですが、何年先まで見越した

計画なんですか。例えば来年の4月か若しくは7月に料金の値上げもあるわけですか。

金子室長 経営の部分で多くのお客さんに来ていただくという部分と、経費の節減もしながら経営に努めろということが答申に出ています。料金の改定と経営の改善を行いながら収支改善を図っていくとなっていますので、ここで料金改定をやって、まだ収支の改善が図れないから来年上げるということにはなりません。市の公共料金として今回改定しても、だいたい10年程度はそのまま料金を据え置いてきたもんですから、そのぐらいの目標を持ちながら考えてまいりたいと考えています。

(2) 上田市共同浴場条例の一部改正について

片桐会長 続いて(2)上田市共同浴場条例の一部改正について、産業観光課・斎藤課長説明をお願いします。

斎藤課長 上田市共同浴場条例の一部改正ということで、この地域にかかわる部分をご説明申し上げるわけですが、ちょっと資料の中身が変わりましたので、今事務局で共同浴場の関係、鹿教湯交流センターの関係、両方資料を差し替えさせていただきますので、配り終えてから説明しますので、よろしくお願いします。それでは最初に共同浴場の料金改定ということでございますが、今の金子室長も若干触れている中身でございますが、共同浴場の関係について差し替えさせていただいた内容で説明させていただきます。丸子温泉郷ということで共同浴場が3つございます。町・高梨共同浴場、そこに大塩温泉館と書いてありますけれども、大塩の共同浴場。それと霊泉寺の共同浴場の3施設ございまして、それぞれ施設の内容や建築年度等々違ってきてございまして、指定管理者ということで地元の区或いは旅館組合に管理をお願いして現在まで維持管理をしております。中で大塩の関係が一番大きいわけでございますけれども、配られている湯が原前の湯が大塩には行っていますので、38度ということで、他のほうは42~43度ございまして、共同浴場とすればそのまま入れるわけですが、大塩については38度では入れないということで、加温している状況でございました。この加温については、燃料代等で補助金等を出してきたわけでございますが、昨今の燃料代等の高騰によって、多額の部落会計の積立金を充当してきているようなことがございましたし、その部落会計の積立金も底をついたというような状況がありました。そんな中で料金改定をお願いしたいという声がありました。大塩についてはそんな状況でございます。で町・高梨の共同浴場について経営上はなんとか成り立っているというような状況でございますが、実際にはその共同浴場の風呂掃除をやっていただいている方があるわけですが、その方に差し上げる手当についても、あげたくてもあげられない状況ができています。霊泉寺につきましては若干経営改善の中身で私どものほうで指摘しなければいけない中身もありますが、それをしていただくことがこれから重要な中身にはなりますけれども、現在の中では旅館組合のほうで若干の補填をして経営してきたというような中身がございまして、料金改定を地元の自治会あるいは旅館組合の皆さん方から、300円に上げて欲しいというような料金改定の要望がございましたけれども今回、100円から300円ではちょっと大きすぎるということの中で200円に料金改定させていただき、今まで子どもは小学生だけというようなことでありましたけれども、今回は先ほど料金改定の中にもありましたように小中学生、中学生は今まで

大人の料金でありましたが中学生まで含めて 100 円にする、半額ということでやりたい。未就学児童については無料という形で改定をしたいということであります。でこれの改定をすることによって、利用料金制ですので地元の自治会あるいは旅館組合と協議をして料金を定めますが、地元の担当課として、共同浴場は同一料金が望ましいというふうには考えていますので、自治会との協議あるいは旅館組合との協議で若干ばらつきがでるかもしれませんが、一応統一料金でいきたいという方針を持って臨んでいきたい。今後改定していく中で、例えば 150 円とした場合に大塩は、先ほどのように利用客の増減をそれぞれ見込みまして、料金改定等やると 50 万円くらい増収になる見込みを立てていまして、それが即、赤字にはなりません、ただ経営上の中で言えば、現在、加熱費の補助をしていますので、若干加熱費については、調整ができる状況になると考えています。一応そんなようなことの中で、料金改定をお願いしたいということで、委員の皆さん方のご意見をいただきたいと考えております。料金改正に向けたこれまでの状況というようなことで下のほうにも書いてございますので、今言ったような中身がそれぞれ書いてあるわけでございますけれども、そういったような状況を踏まえながら条例の改正をお願いしていきたいということで申し上げますのでご意見をいただければと思っております。

片桐会長 何かご意見がございましたらお出しいただきたいと思っております。

特段無いようでございますので

(3) 上田市鹿教湯温泉交流センター条例について

片桐会長 続いて、(2) 上田市共同浴場条例の一部改正について、産業観光課・斎藤課長お願いしたいと思います。

斎藤課長 引き続きまして、鹿教湯温泉交流センターの関係について説明を申し上げます。交流センターにつきましては、平成 16 年度から事業採択等に向かって進め、今年の 3 月に完成します、旧鹿月荘の跡地に建設しているものでございます。3 月に建物自体は完成するというところでございますが、現在ある鹿教湯公民館取り壊しが 6 月一杯かかるだろうということで、実際のオープンは 7 月を予定しております。その中で、料金の関係で利用区分というところに書いてございますが、部屋がそれぞれございまして、交流室兼多目的ホール、調理室、研修室、和室、地域団体活動室、会議室 1、2 となります。交流センターの管理については、やはり指定管理制度ということで 3 月に条例が通りましたら、その後、指定管理者の募集をかけて、7 月 1 日から指定管理で運営をしてまいりたいと考えております。料金でございますが、掲げてございますように料金を設定したい。料金の設定については下に書いてありますように、コミュニティセンター西内の料金と同等にしたいということで、料金設定をさせていただいております。それぞれの部屋の面積についても、表に書いてございますし、1 室あたりの収容人員もそれぞれ書いてありますのでご覧ください。営利を目的として利用する場合には、利用料金の 100% の額、また営利を目的としないで入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、利用料金の 30% の額を加算する。営利を目的とする場合には 2 倍になる。営利を目的としないで入場料とかこれに類する料金を徴収する場合には、1.3 倍になるというようなことで、ご理解をいただければと思っております。なお交流センターで隣にある鹿教湯公民館が 4 月から 6 月いっぱい壊すと、整地をして外構工事をやる形になりますので、その間、鹿教

湯の皆さんの集会所的な部分はどうするんだということでございますが、これは運用の中で地元の皆さんには地域団体活動室になるか或いは交流室兼多目的ホールというような形になるかもわかりませんが、地域の集会所機能は残していきたいというふうに4月6月の間も運用でやっていきたいと考えていますのでよろしくをお願いします。料金の関係を5種類ご説明申し上げましたが、ご意見をいただければと思います。

片桐会長 何かご意見がございましたらお出し願いたいと思います。

委員 営利を目的とする場合は、しない場合は100%そのままですね。営利を目的として利用する場合は利用料金の100%の額をいただき、営利を目的で利用料の云々って書いてあって利用料の30%、要するに1.3倍ということですね。そこらへんをもう一度説明してください。

斎藤課長 営利を目的としない場合は、この表の色を塗ってある部分そのままの料金で部屋区分でいただきます。で、通しでやる場合は、それを昼間ということを書いてありますが9時から5時まで借りる場合その料金ということです。例えば午前だけ借りて一番上の交流室兼多目的ホールでいいますと、午前を借りたけれども1時間超過といったような場合には、2000円プラス600円という計算になります。午前だけ借りると2,000円ですが、これが営利を目的とする場合には4,000円になる。100%の額を加算するということですね。4,000円になる。営利を目的としないんだけど、入場料とかを取る場合、これについては、30%載せますので、600円が乗っかる2,600円という計算になります。

委員 営利を目的としないで料金を取るってこれ意味がわからない。料金を取るということは営利を目的とすることじゃないの。

斎藤課長 実際には、営利を目的とする場合ってというのは、例えば商売で言うと100円で買ったのを120円で売るから20円儲かりますよという話がありますよね。実際にはそういう中身にならない入場料をとるような場合を想定しております。

委員 地元のいろいろな会議が何かで結構、公民館ということで無料で使っているんですが、減免措置はあるわけですよ。例えば文化会館や何かと同じようなやり方で、減免の対象はどういうことというようなことも決まるわけですか。

斎藤課長 減免の中身についても規定上ございますので、あらかじめ市長が定める基準に従って利用料金を減額しこれを免除する、減額したり又は免除するという規定の中で対応させていただく。

委員 それがたまたま出てないんですね。

斎藤課長 はい。

委員 たぶん減免措置のないところで使う場合は、原則的にはこの料金がかかるということですよ。減免対象ではないから。

斎藤課長 そうです。

委員 それで、プラス営利の目的のことはこうなるということですね。

斎藤課長 はい。そういうことです。

委員 よくわからない。営利を目的としない場合って書いてあって、それでまた入場料をとったって書いてあるから、2つの内容のことで2つの意味のことを説明していて区別できない。

産業観光課・斎藤係長 文脈的に、最初の段落の部分で営利を目的として利用する場合は100%の額、それからその次の後段のところ、営利を目的とはしない

けれども実費相当の料金を徴収する場合は 30%の額それぞれを加算するという
ことです

委員 中で商売をしないってことだな。

斎藤係長 そうです。

斎藤課長 もう一つは、現実的に鹿教湯の中で、どういう中身があるかっていう
ことですが、なかなか営利を目的にあそこでやるというのはないだろう
なという予想はしています。と言いますのは、あその地域が、旅館だとか商売
の皆さん方全部それぞれの施設を持っていますので、一応そんな想定はありま
すが、ただ入れておかないと対応ができないということで、入れてございますので、
ご理解をお願いいたします。

片桐会長 ほかにございますでしょうか。無いようでございますので

(4)上田市都市計画マスタープラン地域別構想について

片桐会長 続いて、(4)上田市都市計画マスタープラン地域別構想について、都
市計画課・小相沢係長説明をお願いします。

小相沢係長 今日で4回目になります。3回目までの皆さんのご意見を伺いまし
てこのような形でまとめさせていただきました。将来像、それから基本目標につ
きましては、事前にご覧いただきまして、また2名の委員の皆さんからご意見を
いただいております。本日は、将来像を含めまして、その後段の課題・方針等
につきましてこのような形でまとめましたので、ご覧いただきながらご意見をいた
だければと思います。事前にご覧いただいておりますので、簡単に概略だ
け説明させてもらいまして、その後ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろ
しくをお願いします。まず1ページですが、将来像としましてこの四角の中に、キ
ャッチフレーズと基本目標が書いてございます。キャッチフレーズという言葉は
軽いイメージなので、将来の姿ということで訂正したいと思っております。「水辺、里
山、人きらめき、産業活力が満ちた依田川流域のまち」このようなことで原案と
して伺いたいと思っております。それから基本目標につきましては3点ございまして、
産業のまちである丸子地域の、それから依田川、内村川のこと、それから丸子温
泉郷、信州国際音楽村等の地域内外の交流の促進という3点が原案としてありま
す。続きまして、その下の(2)現状と課題で、地域の現況を書いてありまして、
その下に平成18年度にやりました アンケート結果につきまして、主な内容を3
項目2ページに向けて掲載してあります。その下の 地域の都市づくりにおける
主要課題につきまして、土地利用については、カネボウ跡地のことですか丸
子中心市街地のこと。道路につきましては、都市計画道路の見直しに関するこ
と、それから、工業団地の集積による交通環境整備。 自然環境や景観についま
しては、依田川、内村川の河川環境があります。 地域拠点の形成についま
しては、地域自治センター周辺の都市機能集積、カネボウ跡地、丸子文化会館、音楽
村に賑わいと交流を生む拠点としての機能の充実。 生活環境の保全や防災に関
する整備につきましては、安全で快適な暮らしができるよう、狭隘道路の整備な
どです。続きまして3ページのほうですが、ここからは課題に対する方針をそれ
ぞれ皆さんからいただいたご意見の中から記載しております。 土地利用につ
きましては、四角の中に大枠の全体の説明を記載させていただきまして、その下
に具体的な方針としまして、カネボウ跡地のこと、用途地域の見直しのこと。中丸
子・下丸子の農業・集落ゾーンで、無秩序な宅地化を抑制するなんらかのルール

が必要ではないか、これから検討していこうじゃないかということを書いていきます。続きましてその下の 道路や交通の整備方針につきましては、四角の中に254号等の問題、具体的な方針としましては、都市計画道路が現在、腰越石井線(長瀬から塩川間)等未着手の路線の見直し。それから、市街地へ集中する交通の分散ですとか、依田川左岸道路の推進等を記載させていただいています。続きまして4ページにいきまして、 地域資源の保全・活用及び拠点の形成方針ということで、 自然・環境、景観の保全・活用方針ということで、具体的な方針につきましては、景観や住環境のため建物の外観や色彩、高さ等に関するルールづくりが必要な場所について地域住民と協議していきたいとの内容です。現在、上田の中心市街地の中でも低層住宅地域に高層マンションが建っている例もあるので、丸子地域も将来的なこともあり今から話し合っていきたいことの内容です。それから、依田川や内村川の水辺空間、農地・里山、丸子八景、幹線道路沿いなどの景観を保全すべき場所については屋外広告物の規制等を考えています。 地域拠点の形成方針については、自治センター周辺、鹿教湯温泉を中心とした丸子温泉郷、依田川・内村川の合流点付近の親水空間の整備、ウォーキング道路、カネボウ跡地、信州国際音楽村等を地域の拠点として形成とてくという方針です。続きまして5ページに行きますと、 生活環境の形成及び防災に関する整備の方針を書かせていただいています。次が地域別構想の方針図ということで空欄になっていますが、このような内容を丸子地域の図面へ書き込みまして将来の姿を図で表します。現在作成中であります。その次一枚まくっていただきますと、将来像と基本方針につきましては委員の皆さんからご意見をいただいた内容です。将来像につきましては、第1案は、自治センターと都市計画課で検討した提案した内容です。2案、3案は、2人の委員から提案いただいたものです。基本目標につきましては、事務局のたたき案というのがございまして、それに対して、ご意見1と、ご意見2を委員からいただきました。では最初にこの部分につきましては、ご意見を参考にさせていただきながら、ご意見をいただければありがたいと思います。説明のほうは以上です。よろしく願います。

片桐会長 ご意見をお願いします。

委員 将来像のキャッチフレーズが「水辺、里山、人きらめき、産業活力が～」というふうになっているんですが、その基本目標が1番、2番、3番がちょっとゴロの問題ですが、「水辺、里山」となるとやはり依田川が最初に入れておいて、それで「人きらめき」ですので丸子温泉郷とか信州国際音楽村という部分が出て、最後に産業活力ですので1番の製造業にしたほうが、インパクトが文章的には強くわかりやすくなるような感じをするんですがいかがでしょうか。

小相沢係長 いろいろこれも議論がございまして、丸子地域は昔から産業、工業の町だということで、産業を一番にしたほうが良いのではという意見等もございましてこのような提案させていただきました。今日お決めいただければと思います。

片桐会長 今の委員の提案はどうでしょうか。

委員 結論から言いますと事務局案を推薦するわけですがけれども、やはり丸子地域の一番の特徴は、非常に工業生産が高いということでして、やはりこういった特徴を活かしていくということが大事でありますので、産業又は工業の文面を第一文面にしたほうが良いと思います。ちなみに、上田市を見ると、上田市はどちらかというと商業都市です。それから塩田は観光都市というイメージを持たれて

いると思います。そういう意味からすると、丸子はやはり工業の町というようなイメージがあるかと思いますが、私は事務局案でいいと思います。

片桐会長 ほかにございますか。

委員 ちょっといいですか。漠然とはわかるんですけども、基本目標の1番の最後のほうに職住近接のゆとりある生活空間とありますが、これはどういう意味か。3ページの土地利用の誘導方針はその中身を噛み砕いて説明した内容なんですよね。

小相沢係長 そうです。

委員 ここを見ますと又職住近接のゆとりある居住環境の形成とあるでしょ。これはもう少し噛み砕いて説明してくれないかな。

小相沢係長 はい、職住近接のゆとりある生活空間というのは、総合計画のほうの丸子地域のまちづくり方針の中にも書かれています。職業、働く場所と近接しているので生活に余裕ができるとの意味と考えています。それで、そのゆとりに必要な道路等を整備しながら生活のゆとりあるものを造っていきましょうという意味です。産業につきましては、ここにもございますが、塩田のリサーチパーク、北原工業団地、それから神の倉、それから箱置、一連のビューラインが結んでいます。それを産業軸としてそれに関連するような道路整備等をしていく、そんなような意味でございます。

委員 それを3ページのほうへ噛み砕いて書いてくれないかということなんです。意味はだいたいわかるんです。

片桐会長 ほかにございますか。

委員 キャッチフレーズもそうだし、この全体の内容の中で、子どものことがほとんど出てきてないんですよ。というのはできれば子どもに対しての記述をもう少し書いていただきたいということです。キャッチフレーズはどうあろうと、実際の手法の中でいろいろと上田市の基本計画もそうなんですけど、ほとんどは実行という段階になると何%という本当に絵に描いた餅に近いものになって、丸子地域のこのプランにしても、どれだけ実行性があるのかということで私もちょっとかつにしております。提言はしなかったんですが、そのへんのことを文章の前後とかいろいろんなことも大事なんでしょうけれども、実際に本当にどれだけじゃそれをやるんだという意気込みを感じるような文章にするかそこらへんのところをちょっと考えたいなと思って私は読んでいたんですが。

片桐会長 これはマスタープランですから子どものことは・・・

委員 子どもについても、安心して教育できるまちづくりとか、そういうものも入れて欲しいということなんです。マスタープランだから、目標だって言われればそれまでなんですか。

小相沢係長 マスタープランは都市計画的なものを書いてございまして、福祉というものを取り上げると老人介護の問題とか少し都市計画とかは外れるのかと感じます。しかし、福祉という観点で安全な道路を作りましょうとか公園を作りましょうとか、そのような観点で記載していくことが大切と考えています。今委員さんが言われたのは、子どもが安心して暮らせる社会づくりで、安全な道路を作って安心して暮らしすることができる社会づくりのような形で表現しています。子育てや福祉については総合計画にも充分記載されていますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

委員 事務局案の基本目標の1番と3番、先ほど製造業をメインにしてというこ

とで、1番に持ってこられたということですが、3番の観光、文化資源の中に、工業とか農業とか産業資源という中身が、又一番にダブってうたわれておるんですが、分離したほうがより分かりやすくなると思うんですよ。確か製造業とか産業資源というのが大切だと思うんですが、あまりにも混在しすぎるようなキャッチフレーズとか基本目標ですので、もっと形をすっきりしたほうが読みやすいし考え方もまとまりやすいと思うんですが、そこらへんはいかがなんでしょうか。

小相沢係長 そうですね。上にも工業、下にも工業がありますので、工夫させてもらうということでもよろしいでしょうか。お任せいただいて、下から工業部分を除いて観光とか文化的なことを書かせていただくということで、ご理解をお願いします。

委員 先ほど委員から出されました子育てとか福祉関係っていうんですけども、むしろまちづくりそのものがそういう理念のもとでできているということはやはりこの中へ入れるべきだろうと思ひまして、今ちょっと考えたんですが、最初に書いてある職住近接のゆとりある生活空間と安心して子育てできるまちづくりの創造を目指してと入れると、このマスタープランでこういうものが書いてないと、後でいろいろなこと事業をやる時に、今までの例ですと、いやマスタープランにないですから、という感じですので、できるだけ多く盛り込むのが常識だろうと思うんで、私はやっぱり安心してそういうものができるまちづくりということがやっぱり入れるべきであるし、そいう理念的なものですので、いかがでしょうか。職住近接のゆとりある生活空間の中へと、本当はその中に含むんですが、協調して言うとならば安心して要するに子ども達の教育が出来るようなまちづくりの創造というようなことを入れないとだめじゃないかなと感じるんですが、それは皆さんのご意見をお聞ききになったらどうでしょうか。

委員 まず基本的に基本目標を作るということは、そういう基礎事項が先に定着した中で作られているので、これは新たに入れる必要はないと思うんですよ。あくまでもこれで職住近接を入れるということは、安全を確保された中の文章です。あえて単独に入れる必要は私はないと思うんですが。

片桐会長 それでは、委員から指摘がありました順番につきましては、このとおりということで、3番の委員からやはり指摘のありました工業の部分につきましては、事務局で検討するというところでよろしいでしょうか。

いいです と意見あり。

片桐会長 それでは、そのようにさせていただきたいと思ひます。

小相沢係長 それでは庁内でこれまた議論し、全体構想と整合を取りながら、若干変えていくこともあるかと思ひますけれども、その点又よろしくお願ひしたいと思ひます。今日はどうもありがとうございました。

(5)地域協議会だよりについて

片桐会長 続いて、(5)地域協議会だよりについて中村主査説明をお願いします。

中村主査 前回、地域協議会だよりの計画を提案させていただきました。4名の皆さんに編集委員になっていただきまして、前回の協議会の後1月21日と2月7日に編集委員会を開催をし案を作成してきたところです。資料を見ていただければと思ひます。当初4ページ程度でということで説明をさせていただきましたが、4ページですと内容に制限がされてしまうということで、なるべく予算の範囲内で多くの情報を出したいというご意見がございましたので、8ページということ

で提案させていただきます。内容につきましては概略を説明させていただきます。横組みですので、左から読んでいただくこととなります。一番最初のページは表紙ということで、読みやすく読んでいただきたいということで写真を掲載したいと思っています。住民提案型事業で実際の活動状況を写真で載せたいというものです。2ページですが、丸子地域協議会の今までの話し合いの内容、そして地域協議会はどういうことをやっているかという内容、そして平成20年度から地域協議会は地域予算を担っていくということを掲載してございます。地域協議会の役割ということで会長に顔を入れてあいさつをいただきたいということです。右のページに移りまして、昨年、地域まちづくり方針を答申いただいた概要を掲載しています。4ページ5ページの見開きのページですが、依田川リバーフロント市民協働事業ということで、市長宛にご意見・提案をいただいた内容を概要として掲載しました。波及効果として委員の皆さんから出た意見、またグループで話し合っていたいただきましたグループ長であります成澤委員の提案への思いですとか、討議の写真を載せながら紹介をしていっていただけたらということ。次のページでは、先ほどまちづくり協働の原澤課長から説明がありましたとおり、平成20年度から「わがまち魅力アップ応援事業」ということで新市統一していく募集が右のページにございます。市の広報でも3月16日号で募集の記事を載せると同じ日にこちらの協議会だよりへも載せたいという内容です。地域で活躍する皆さん、丸子地域で取り組んできた平成19年度住民提案型事業の各団体を紹介しながら、平成20年度からはわがまち魅力アップ事業の募集をしていくという内容を掲載したらどうかという内容です。一番最後のページでございます。この地域協議会だよりにつきましては、委員さんから見た視点でたよりを発行していただくということですので、委員さんから見た自治センターの分からない点等ございましたらこちらのほうに掲載していただくかという内容です。また意見等をいただきたい、素晴らしい風景写真をお寄せいただきたいという募集の記事も掲載したいというものです。委員の皆さんのお名前も小さくというお話しもございまして、編集後記と委員の皆さんの氏名を掲載したらどうかという内容です。全8ページオールカラーで全戸配布、3月16日発行の、3月16日は休みですので、3月14日の全戸配布で配布という予定で、内容につきましては素案ですけれども提案させていただきます。ご意見をいただき、本日の協議会の後に編集委員会を開催させていただきます最終案として詰めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

片桐会長 ただいま説明をいただきました。内容について、ご意見、提案がございましたらお出しいただきたいと思っております。

委員 前回の時にも申し上げましたが、丸子地域協議会が今、上田市の中でどんなレベルにあるのかということを出すためにも、他地域の協議会の項目だけでもいいと思うので載せておくことが必要じゃないか。そうするとスペースがないという話しになると思うんですが、最後の自治センターのここが知りたいなんて必要ないんじゃないか。そこへ載せてそれで今他地域はこんなふう動いていますよというようなことを住民の人達に知らせることが大事だと思うんだけど、なんかモンロー主義みたいになって固まっちゃって、もう少し開けた形でやる必要があるとこれは私の意見です。

片桐会長 他にございますか。それでは、内容につきましては、この協議会の後予定されている編集委員会でご検討をしていただければと思っております。よろしくお

願いたいと思います。

(6)その他

・委員からの議題提案について

片桐会長 続いて(6)その他・委員からの議題提案について、前回投げかけた件でありますけれども、4月以降の地域協議会で引続き協議していくべき議題がございましたらお出しいただきたいと思います。

片桐会長 特段ないようでございますので、前回いただいた意見を参考に4月以降の地域協議会へ引継ぎ、検討していただきたいと思います。

・土地改良事業について

片桐会長 続いて、土地改良事業における地元負担率(案)について、産業観光課・斎藤課長 説明をお願いします。

斎藤課長 それでは、土地改良事業における受益者負担金について申し上げます。本来ですと正式な会議事項に上げたかったわけですけれども、間に合わなくて、その他の中でご報告申し上げるということで大変申し訳なく思っています。皆さんのほうに一枚の紙で、裏表で行っているかと思いますが、土地改良事業における地元負担率(案)というほうを先に説明を申し上げたいと思います。こちらのほうは、基本的な考え方を掲げてございまして、4市町村合併しまして、合併協議の中でも3年をめどに統一していきたいというような方向性が出ておりまして、丸2年経過する中で事務局で昨年から検討し、4センターの地元負担率を統一するというので、1.土地改良施設等の公共性を考慮してその内容でやるという考え方があります。2点目として、補助事業の負担率は単独事業の2分の1を基本とする。合併前ですが、上田の場合は4分の1から5分の4まで、丸子の場合は同じ率、真田の場合は3分の2から同じ率、武石については補助事業現実的には負担をしておらなかったという形です。3点目、改正前と改正後における市予算に大幅な増減が生じないように調整する。4点目ですが、各区分に該当しないその他の事業における負担率はその都度市長が決定するものとする。5番目として、新負担率の適用は平成20年度からとする。この4月1日以降の事業について適用していきたいという考え方でございます。6点目、継続事業(県営、団体営等)の負担率は従前の率とし、従前の率が新負担率を上回る場合は新負担率を適用する。要するに負担率の低いほうを適用するというのでございます。従いまして現在、東西内で中山間地事業を多くやっているわけですが、それについては今までの負担率でという形になります。7点目、受益者が特定できない不特定多数が利用する施設の事業は市が全額負担して実施する。施設によっては受益者が特定できないものがありますので、そういった形でやっていくということでございます。8点目、地域性は法指定区分を参考に考慮していく。裏側のほうに、特例というのがあるわけですが、これについては、特定農山村地域という部分を対称にするということでございます。特定農山村地域でございますが、林野率或いは畑の率、耕作面積等々を考慮して、昭和25年だと思いましたが、昭和25年当時の町村の地域ごとに指定するという形になっています。丸子の場合ですと、東内、西内が該当します。他の地域に行きますと武石は全部が入ります。真田も全部が入ります。上田の地区につきましては、殿城、西塩田、室賀で、地元負担率(案)注1に書いてある中身になりますが、こんな形ということで、負担率に差

をつけてございます。9点目、新負担率の適用に伴う激変緩和措置は、各地域の判断により地域予算で対応する。現状、4地域と言いますか、それぞれの地域の中で、地域予算を使っていくということについては、上田は率が下がりますのでありません。真田についても最初は検討したようではありますが、特にないということで、武石については、小学校とグラウンドの間を走っている大きい用水があるんですが、これについては激変緩和で地域予算を、2~3年間入れてやりたいという形で考えているようでございます。一応、丸子地域については、激変緩和措置ということで地域予算を使う考え方は現在、事務局としては持っておりません。裏へ行っていただきまして、地元負担率でございますが、現行の負担率と新負担率ということで表に掲げてございます。新負担率でございますが、先ほどの方針に従いまして、それぞれの農業用施設、農地ということで単独事業、補助事業ということで一般事業、災害復旧事業とそれぞれに分けて負担率を計算してございます。丸子地域で言いますと、農道水路という形で言えば、農業用施設という形の上になるわけですが、新しい負担率になるわけでございますけれども、前につきましては、丸子地域で言いますと水路については用水路20%、排水路10%、で補助事業については20%という形でやっていたし、農道についてはそれぞれ単独補助とも6%といった形でやっていたが、これについては、それぞれ単独事業、補助事業ということで分けまして、基本的には20%、10%ということで、特例で先ほど言いました中山間地域の東内、西内地域については、単独事業については15%、補助事業についてはその2分の1という形になっています。農地についても、今までで言いますと、基本的には30%負担を単独事業も補助事業ももらっていましたが、特例として10%ということで西内、平井地区の土地改良事業については10%という考え方をとっていました。これは特例で認めた中身でございます。で今後の中では、単独事業の一般的には25%、補助事業については12.5%ということで、率がこの分については下がる。で特例で20%の補助事業の10%ということでございまして、これについても地域性を考慮している。災害復旧事業については、それぞれ同じ率ということで5%、2.5%、農地については10%、5%、これは、農地については個々の受益者が特定できてくるというようなことがありますので、受益者が応分の負担をお願いしたいという考え方の中でいくということで調整をして、4月1日からやっていくようになりましたので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

片桐会長 ただ今の説明に対しまして、ご意見がございましたら。

委員 災害復旧事業の中で、単独事業と補助事業という項目に分かれておるんですが、例えば、災害で単独というのは小規模災害という理解でよろしいんでしょうか。例えば補助事業とは激変とか付加価値がついた分がそういう補助事業にあたるということですか。

斎藤課長 激変とかそういうものはもう1ランク上の適用となるという中身でございますので、いわゆる小さいものについては、市で拾って災害復旧していくというようなことの中で、あるいは災害を取れるか取れないかというものもいろいろありますが、実際に災害に取れていくものについては、補助事業に適用されるものについては、なるべくしていくという考え方でやりますけれども、それでも補助採択にならないものもありますので、その差ということで、小災害というふうにとらえていただければ結構と思います。

委員 もう1点、畑の上に法面があってそこから災害が起きた場合、畑の維持機

能を果たすために、災害という適用となると思うんですが、そういう場合については、農地ではないですね。農業施設という適用になるんですか。

齋藤課長 現実的に崩れた土手とか、その中身の判断にもよります。例えば道路の土手であれば、道路のほうの災害復旧という形でいきますし、農地の中間にある土手であれば、農地災害の復旧という形になりますので、その状況状況によって判断は変わってくると思います。

委員 じゃ農地でカウントするということだね。

齋藤課長 田んぼの上に道路が通っていて、その土手が崩れたって言う道路の復旧になりますね。田んぼと田んぼの間の農地になると、農地のほうの復旧です。

委員 私が言っているのは、下に畑があって、山腹から崩れた場合はどうなりますかって聞いているんですが。

齋藤課長 それについては農地という考え方、私どものほうで。ただ山林の場合は山ですので、復旧のほうは違いますが、ただ農地の復旧でやらざるを得ないというふうに考えています。

委員 はい。

委員 先ほど、特例って言ってそれぞれ丸子なら東内、西内という説明なんですよ。その特例というのは過疎地域あるいは山村振興地域というようなものの地区なんですか。

齋藤課長 それについては法律がございまして、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律で指定された地域なんです。先ほど言いましたように、指定区域については昭和 25 年だったと思いますがその当時の市町村区域ということで、これについては、農地については率がございまして当時の村の状況で、指定になれるのが丸子地域で言うと東内、西内ということで指定になっています。

委員 私どももかじったことがあるんですが、指定地域というものは、野菜産地指定地と過疎山村指定地と二つ含めたものを特例地域というんですよ。それによって、国の補助率が違ってくるんです。だから今言った何%だどうだこうだっていうのは、中山間地域、直接支払いの関係の傾斜率なんですよ。それ以外は特例地域には指定されないと思う、ちょっと研究してみてください。

齋藤課長 私ども法律で、ちょっとここへは持ってこなかったんですが、特定農山村振興地域っていうのは、今言った中山間と絡むのかもしれないけれども、その地域指定ということで傾斜率や林野率が入っています。

委員 水路のことでお尋ねします。基本的な考え方の 7 番ですが、水路について受益者が特定できない不特定多数が利用する施設の事業は市が全額負担して実施するとなっていますね。費用負担する場合に市が全額する場合と地元負担金を求める場合と二通りあると思うんですが、その判断の基準は何か教えてください。

齋藤課長 今水路の例が出たわけでありましてけれども、状況判断非常に個々の例をやっているといかないと難しいと思いますが、例えば、依田川沿岸土地改良区といってこの地域でいいますとね、実際に水路があります。ただそれが農業用水路と同時に都市排水路的機能も持っているということもございまして、その部分に機能するようなものについては、負担率をどうするかということの中で、都市機能を持ったものについては負担率が市のほうでやるというような形になると思いますが、ただその中でも、農業用水の機能もありますので、その機能配分をせざるを得ないというような状況にはなると思います。

委員 ちょっと分かりませんがね。一本水路が上堰から下堰から通るにしても、そこに農業従事者、稲作をやっている人がいる場合といない場合はどうです。

斎藤課長 基本的にはこの受益者負担というのは、農地の場合を考えていますので、農地が無いような水路というようなことになれば、現実的にあるとすれば、その中での負担はゼロというような形になる。

委員 今は生活用水、あるいは防火用事的な意味合いが強いですが最近。農業用水路としてはだんだん影が薄れてきます。そうすると今の話しでは、農地が無いと市が全額、農地が一軒でもあれば地元負担金はかかる。じゃ、上堰が沢田を通過して中丸子に流れています。沢田には農地がなくて中丸子に農地があって沢田で申請した場合お金は払うんですか。具体的な話しで申し訳ないけれど、

斎藤課長 現実的に腰越から塩川までは、基本的に依田川沿岸土地改良区の水路ということになりますので、これについては、補助事業等を導入しながらやっていくという話しになりますので、それについては、農業用施設という形の中で管理する依田川沿岸になる。例えば東西内のほうは、防火用水も兼ねているんだけども実際には農業用水ということになりますので、実際には負担率はこの負担率をただその負担をする時に地元の皆さんが、どういうふうな負担金を納めるかというのは地域の中でご協議いただきたい。という考え方を持っています。

委員 農業用水っていう形で上堰、下堰あって、我々は生活用水として使っているんですよ。だから受益者負担金という形で区費の中に取っているんですが、今のお話しだと、そういうものも今度はいらなくなるということですね。市全体で補助でしょ。

斎藤課長 すいません説明が悪かったと思いますが、こちらのほうの水路については依田川沿岸土地改良区で基本的には水利を管理している。依田川沿岸土地改良区で管理しているのについては、依田川沿岸が全部やりますので、その中での水利負担という形では皆さん方に出てくると思います。私どもが逆に依田川沿岸土地改良区に補助を出すというような形で運営してございますので、直接的にはこの補助率と申しますか、この事業の対象とはまた別にやることになっていくということです。依田川沿岸土地改良区の補助率と申しますか事業費の関係については、依田川沿岸土地改良区という別法人が考えていることと申しますので、私のほうでいろいろちょっと申し上げられませんが。

片桐会長 ほかにございますでしょうか。

委員 さっき、武石のグラウンドと学校の間を流れている川は負担ゼロだと言ったね。

斎藤課長 武石の地域予算を2~3年間入れたいというのは、激変緩和で、例えば始め50%で次は25%で元へ戻すというようなことになるかと思いますが、頭首口が毎年砂で埋まってしまうということで、その頭首口のところの砂上げを村でやっていたという経過がございまして、このからみだけ武石ではやるという形を考えている。

委員 それだけのからみでやるというのはどういう意味。

斎藤課長 その頭首口の砂上げを武石の村の時代は、村として基本的には大きい水路がそれしかなかったんで、その部分を村の予算でやっていた。という経過がございまして、それについて、受益者負担を今のままでいくというのは、ちょっと大きいお金がかかるので、それについては激変緩和を、武石地域としては使うというような方向で検討が入るということになります。

委員 今の依田川の堰と同じなんですよ。いわゆるあそこは武石のほとんど水路の水を飲雑用水、防火用水、生活用水、もちろん農業用水も使うから、武石では、ほとんど受益者負担はしなくもいいだろうという考えでいたんでおそらくゼロなんです。それを引き出しますと、今の依田川の水路も全く同じ比較があるんですよ。あそこと同じ状況なんですよ。従って、今ほうぼういろいろな方から質問をしたようですけれど、全く同じ用件ですから、これは依田川も負担率ゼロでもいいじゃないかと。ちょっと考えてみてください。

斎藤課長 土地改良区のある地域につきましては、丸子の依田川沿岸土地改良区、上田のほうへ行くと神川とかいくつか土地改良区があります。土地改良区で水路を管理しているものについては、土地改良区という別法人が事業主体で水路改修等々年次計画を立ててやってきておりますので、それに対する私とも市のほうからは補助金を出すという形でやっている中身であります。従いまして、依田川沿岸土地改良区については、土地改良区が持つ負担は下がって、市のほうの負担は上げるという形では考慮はしてございますので、そういった意味で、ご理解をいただければと思います。今の意見についてはちょっと検討させていただきます。

委員 今課長の説明を聞くと、よけいわからなくなっちゃうんですが、上堰、下堰については、土地改良区の範疇ですから、要するに市の産業観光課の財源を使っている工事で、我々のほうで土木目論見を利用して、それで工事計画を立てて工事をやった場合に災害も含めて、そういう場合の負担割合が今の表の別表の中身でしょ。

斎藤課長 そうです。

委員 上堰、下堰まで話しをしてしまうと、ぜんぜん話しがとぎれてしまうから、そこらへんをしっかりと整理していただいて話してもらわないと、私どももよけいわからなくなってしまう内容なので、そこらへん原点に戻ってお願いします。

斎藤課長 今、委員がおっしゃったとおりの中身になります。

委員 わかりました。

片桐会長 ほかにございますか。ないようですので、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。

5 その他

片桐会長 その他、事務局お願いします。

澤山係長 それでは次回の日程であります。来月3月13日の木曜日でございます。会場につきましては講堂です。それで、一つ提案であります。3月の協議会が任期最後の協議会になりますので、有志の会費制で慰労会を開催したいと思います。本来ですと市費でやるのが本筋かと思いますが、予算では食料費がとりにくい現状もありまして、会費制で行いますのでよろしくお願ひしたいと思います。女性委員につきましては若干、差をつけたいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

委員 会費はどれくらい。

澤山係長 4,000円から5,000円の間で思っています。又料理等のご相談もしてからご連絡したいと思います。よろしくお願ひします。場所は、割烹かたぎりで。

片桐会長 それでは、次回の開催は3月13日(木曜日)講堂ということだそうです。又任期最後の協議会ということで慰労会を終了後に予定されているようです。

けれども、会費でお願いしたいということでございます。以上を持ちまして本日の地域協議会を閉会といたします。

澤山係長 慰労会にご賛同いただいたということで、会議の時間ですが、終わった後に慰労会を計画していますので、午後3時過ぎからの予定で行いたいと思います。よろしく申し上げます。